

1962年6月22日(第11回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時40分~午後4時47分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

1番	仲村	春正	4番	佐喜真	慎ゆう	5番	中嶋	山	豊
6番	安里	直	7番	崎	一郎	8番	鶴	喜	六善
9番	米須	清ゆう	10番	仲本	正重	11番	高城	朝	徳信
12番	中里	幸助	13番	松本	朝宣	14番	西田	次富	豊
15番	天久	盛雄	16番	当山	伸太郎	17番	安次富		
18番	稻嶺	盛三							

3. 不応招議員は次の通りである。

19番 宮星 敬行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

村長	仲村	春勝	助	役	農業	真喜	収入	役	仲村	春松
総務課長	松川	正義	財政課長	当山	喜喜	経済課長	沢し	安一		
建設課長	桑江	良徳	赤道課長	裏里	喜伸					

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 曹記 照屋 繁 伊佐 重換

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第14号 1963年度宜野湾村才入才出予算について

日程第2. 議案第15号 1963年度宜野湾村上水道特別会計才入才出予算について

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第52条の規定により議会は成立致しましたので只今より本日の会議を開きます。
(午前10時40分)

議長～日程第1. 議案第14号 1963年度宜野湾村才入才出予算についてを議題と致します。昨日に引き続き本案に対する質疑を求めます。

8番～軍用土地委員会の手数料についてお伺いします。

助役～軍用土地委員会の手数料を村が受けたのではなく軍用土地に関しての事務を村がやるべきであると云うので委員会が村に協力をしてくれと云

う事がありましたので、軍用地關係の事務を村が引受けたのであつて
軍用地委員会の事務を引受けた訳ではない。中央にも連合会があり委
員会の独自の活動もありますので軍用地料の手数料でまかなかつている
のであります。

8 番～軍用土地委員会は、軍用地關係の事務は村がやつたとなると、どう云
う事務がありますか。

助 役～軍用土地に関する事務を引受けたのであつて委員会の事務は引受けて
ない。

15番～財政課は16名であると、他の村より多い事を指摘したら、軍用地
關係が入つているので多いとの事であつたが、軍用土地に關係してい
る職員は何名であるか。

財政課長～軍用土地だけでなく土地は全部の係り職員であります。

15番～事務はすべてやつていると思うが、宜野湾の地料を0.5%を取つて
役所からも取るのか。

助 役～それは分りません。

議 長～暫休憩致します。(午前11時36分)

議 長～再開致します。(午前11時45分)

15番～徴税について、土・日曜日が休みで徴税し易いと思うが、日・土曜日
に徴税して外の日に代休をやると云う様な処置を取つているかどうか

財政課長～今のところその様な事はしていません。運動週間中の場合は土・日曜
日は家に居られるので土・日曜日にやつています。平常は仕事に支障
が来たすおそれもありますので、

15番～徴税員はたえず外に出られるので平日でも何も支障はないと思うが、
日・土曜日に行つて平日を代休した方が徴税率も上がると思うので考
慮する様要望申し上げます。

財政課長～今後考慮したいと思います。

12番～時間内時間外について出張の場合退庁の時間5時と云うのは、役所内
でが出張先で

財政課長～特殊と時間外があります。

総務課長～向こうでの時間ではなくて、帰つて来た役所での時間である。

財政課長～実際は向こうで9時になりますが、帰つて来てこちらまでの時間は時間外と取扱つていません。

8 番～市昇格について節の分を詳しく説明願います。

総務課長～これについては具体的な行事施行となると、当局や講会だけなくあらゆる機関をもらした組織で進めなければいけないと云う事で出来ては本議会中にも話し合いたいとの事でありましたがその意味でもつて検討する機会もあると思うが現在答野検討されているものは、市昇格をするという事は対外的に、ピーアールして7月1日を期して市昇格したいと云う事が村民だけでなく神羅全体又海外にもピーアールしなければいけないという意味から全体的消耗品である。各人口に一人を作る費用が150㌦、横断まく30～40枚毎うなども100～200位を見つちつています。チラシを各家ていに配る。或は1,000名位想定して、タオル等を配るとか、全学どうにえんびつ1本づつ送るとか、新聞ラジオ・テレビにもやると、そのやうな宣伝活動費として1,220㌦位想定しています。諸行事がありますが各学校区を単位セセとしてやると。

議長～暫休憩致します。(午後1時17分)

議長～再開致します。(午後2時51分)

議長～議案第14号11963年度宜野湾村才入才出予算については、一応質疑の段階において繼續審議と致します。

議長～次は日程第2、議案第15号 1963年度宜野湾村上水道特別会計才入才出予算についてを議題と致します。

議長～本案に対する説明を求めます。

水道課長～1畝の給水状態は毎月60栓増加しています。63年度もこれだけの給水栓数がふえると思う。過年度収入は70%計上してありますが今年度は微収にもつと力を入れたいと思います。マーシタ件は前からの懸案であります。完全に給水管を整備して市条例の適用をしたいと思う。支出の方であります。営業費の方でふえてているのは新たに2名の人員増を見込んでいます。1名が集金で後の1人が内務・配水の面であります。施設費がありますが車購入費であります。ジーブ1台では間に合わないので水道事業の運営が強化という意味で小型のビクアップを購入して現在の給水工事をどんどんやつて行きたい。今までのジーブは工事監督は連絡漏水の見回り使用したいと思う。給水栓数もふえるので水購入費も増しています。減価償却費の減については前年度までは当初から2ヶ月年分計上してありましたが、今年度は1ヶ月分を計上しようと云うことで減になっています。今年度はとく水道料金の値下げをし様と思いますが、総体的に12%の値下げをし

様と思うが、金額で 9,000 \$ 位の値下減となります。予算での改良工事費は 3 万 \$ となつていますが、予定工事費用は查引いて 2 万 \$ となります。

10 番～設置当時の水利が變つている様であるがどうしてか。

水道課長～水使用量が變つているかとの事でありますが水の使用は毎月によつて變つて来ますが、前年度の実績から平均をとると、家てい用が約 12 立方米、営業用が 4.1 立方米となつております。

8 番～水道料金の値下げすると云うことはどういつた数字を考えて計算されてあるか。又減価償却はどういう方法で処理されているか。元利償還金はどうなつているか。

水道課長～配水施設、給水施設は当然収益として見るべきものでないかと思う。元利償還金も減価償却費もと云う面で取りあつかつている。

17 番～営業収益の 2 目の工事収益について、給水工事費について説明願います。1,000 がロン、24 セント余の原水値とあるが、1 軒家ていに小買するといふらになるか。

水道課長～250 株がマーシー地区、700 株が外の地区的予定株数であります。真栄原、神山地区も含まれている。

8 番～減価償却して残る金額はいくらか、又耐用年数はいくらか。

水道課長～7 万 \$ 位になると思う。(ちゆう鉄管) は 60 年、その他鋼管鉄管等は 30 年を見込してやつている。

8 番～前年度 4,787 \$ の天収があるが、本年度 82,019 \$ の収入を完全に徴収するには、何らかの方法がなければならないと思うが、従来の方法で考えた場合、配水施設の 15,550 \$ の施行も出来るし、又事務費の 6,572 \$ も支払えないと思うが、過年度収入と本年度の料金の取立方法についてお伺いたい。

水道課長～ここに計上した才入面は調定額の 90 % を計上しております。今まで職務分たんはしてありましたが、人間の数が少ないのでまだ内部の事務面において、横の連絡がとれてなかつた点もありますが今まで調定事務に追われて徴収面には手がとどかなかつたが、これから毎月督促状を出してそれに応じたいのは、給水を停止致しまして、或は検査の終つた場合には、出来るだけそれをおつて徴収面を条例通り施行して行きたい。

15 番～第 1 工事の予算では佐から大謝名まで仮工事していますが、これの本工事は何時やるか。

水道課長～第1工事が終つて、大諫名地域を仮工事をやつていますが、伊佐から大諫名までの分を起債にするか、又技術面で本工事の施設をやるか今年中に見出したいと思つております。

15番～仮工事をそのままにして栓数だけ増すならば現在の料金をもつと安くする事が出来ると思うが。

水道課長～本年度の予算での工事は必要にせまられた工事でありますので、これだけの予算では出来ないと思います。給水栓数をふやしてもそれだけの工事がいりますので最も限度の給水工事はやつて行きたいと思います。料金だけ値下げして工事をする事が出来ない場合は水道事業としての経営にも何しますので住民の要望のある処は可能の範囲で給水工事をやつて行きたいと思います。

16番～外人に給水する栓数はいくら見積られているか、又値下げされた場合どれ位の金額にありますか。

水道課長～現在米人住宅に給水している栓数は、大山が急にふえましたので、伊佐、喜友名ボーリングセンター附近等を合せて190戸位いはなると予想しています。1戸平均3,72\$、水量料は現年度の計算であります。新料金では3,40\$であります。

15番～今までの仮工事は1工事地区の余剰でやつて行われるがどうして起債等考えなかつたか。料金の問題はその後考へるべきで早く水道を入れたい事は人情でありますが、今後事業をやる場合、起債などしてやつた方が良いと思うが。

水道課長～今まで第2次、3次の計画が出来なかつたとの事がありますが、本工事があつた9月に完了しきして実際の精算が終つたのが12月であります。起債については工事も見ながらやつて行けなかつたのであります。

17番～人件費は全部でいくらか。何故配水と給水の人の人件費を分けなければいけないか。配水施設の人間は給水施設の場合には使えないかどうか。給水施設の職工の給料が1,644\$あるが、配水施設の中にはないが配水施設には職工はいらないのか。

水道課長～配水にも給水にも新しい顛をもうけてありますが、この施設の費用を損益計算をする上から業態して表わすべきで、この辺にもつて行つた訳で、これは費用の区分をしたままで同じ水道の事業でありますので手が不足の場合には応援するという事で収益と事業量と支出を振り分ける意味である。配水施設では職工給料はもうけてない給水の面に毎日働いてもらつています。配水に入るときは臨時でやつています。

17番～今度増員になる吏員はどこにはめられているか。この昇給額はどれ位か。

水道課長～吏員給の昇給額は表わしていないが、一般職員と同じく6\$の増ぼうという計算であります。大山、大瀬名地域を分けて2人の集金人を相当させるため1人増員している。後1名は庶務関係が1人も居ませんので皆様でやつていたが、色々仕事もふえて来ますので連絡等も通訳1人でやつていたが、とうてい出来ないのでその分を1人置くと思う

19番～水道料金の前納すえ置料金が1ヶ月分となつてゐるが、これだけで可能かどうか、又現在の需要率に蒙施しているかどうか、外人の方は相当地あると思うが、その処置についてはどうしているか。

水道課長～外人はマーシと同じく10\$位でやつて行きたいと思う。

19番～補償金でまかなえる額が必製と思うが授業した場合にそれで可能かどうか。

水道課長～外人の方は微収面は良い方でありますて、年度内で90%となつています。

15番～マーシー地区を条例の適用をされるとの事であるが、充分水道公社と話し合はついての上の予算の組方かどうか。

水道課長～村長さんがハワイに行かれる前に水道公社の代表者にも村の条例を適用するのではなければ、やる必要はないと、その条件としては是非そうしてくれと、去年7月に要望してありました。検討するとの事でありましたが、去つた2月の理事会において全島的な問題でメーターを取り付けて条例を適用するという様に決つたと電話連絡が奥田さんからありました。マーシーもこの際条例を適用して良いではないかと文書を提出せよと云われました。その後返事は來てないが、この際やろうと思う。約束はしていないが適用が可能であると思う。

17番～28箇の事購入費でありますか、乗用車か。

水道課長～ピックアップであります。

17番～ジープでは今の仕事に支障を來たすのか、新しく車を購入すると運転手が1人いると思うが、それについてどうか。

水道課長～配水給水工事に車の不便を來たしています。特に建設のタンブ、総務課のピックアップを使用している。24～34件にもなると、ジープ1台ではどうしても間に合いません。工事の方は小型を購入して、ジープの方は今まで再三要望のありました。バトルを強化して漏水を早急に発見して修理し漏水を少くしたい。給水工事と配管工事は別

個でありますので、その面の調査をしたり、機械の購入、連絡や申請等に是非ジープを使用したいと計画している。運転手は給水係の2名が免許をもっています。水道課では4名免許を持つていて新採用は考えておりません。

19番～条例のばつ則39条にもありますが、給水停止もやつておられるが、何ヶ月やつたら給水停止するか。

水道課長～ばつ則にもありますが、

19番～32条の納期がありますが、1ヶ月のよく月に払わないと延滞となつてゐるが、延滞と給水停止の条項がないが、

水道課長～納期はよく月末におさめないと督促して延滞金がつきます。

議長～以上をもつて本案に対して質疑の段階において繼續審議にしたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では本日の日程は全部終了致しましたのでこれをもつて終ることに致します。尚次回の本会議は6月27日の午前10時より再開することに致します。

議長～*水*散会***(午後4時47分)